

入札説明書

令和4年札幌市告示第2089号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和4年5月27日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎4階
札幌市選挙管理委員会事務局選挙課管理係 電話 011-211-3247 FAX 011-211-3956

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
第26回参議院議員通常選挙 選挙公報配達業務A

- (2) 仕様等

仕様書による。

- (3) 履行期間

契約締結日から令和4年8月5日までとする。

- (4) 履行場所

中央区、北区、東区、南区、西区、手稲区のうち、市が指定する場所

- (5) 入札方法

1梱包当たりの単価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該単価の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 貨物自動車運送事業法に基づき、札幌市内にて運送事業を行える一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている者。
- (7) 業務に使用するすべての自動車が事業用自動車（緑ナンバーまたは黒ナンバーを取得している車）であり、道路交通法及び貨物自動車運送事業法に基づき適法に配達を行える者。
- (8) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、事業所（本店または支店）の所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (9) 入札説明書及び仕様書に示した役務を適正・確実に履行可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 2 に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
令和 4 年 6 月 3 日（金）10 時 00 分
札幌市役所本庁舎 4 階選挙管理委員会（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 上記(2)の指定日時場所において、本市所定の入札書により直接入札箱へ投函すること（送付及び電送による提出は認めない）。
 - イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 本件の仕様等に対する質問の受付期限
令和 4 年 5 月 30 日（月）17 時 00 分までに書面又はファックスにより提出すること。回答については、原則として令和 4 年 5 月 31 日（火）以降に札幌市選挙管理委員会ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。
- (5) 入札の無効
本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
 - ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称、住所、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに代理委任状（第 8 号様式）を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (8) 開札
 - ア 開札は、上記 5 - (2) の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。
 - イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
 - ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札關係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（第 8 号様式）を提示しなければならない。
 - エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
 - オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

6 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 提出書類等
この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる競争入札資格を有することを証明す

る下記書類を、令和4年6月1日（水）12時15分（送付の場合は必着のこと。）までに提出しなければならない。また、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。

【提出書類】

- ・ 配送を行う者の一般貨物自動車運送事業の許可書又は貨物軽自動車運送事業の届出書の写し、もしくは当該許可、届出をしていることを証明する書類
- ・ 事業協同組合等の組合が参加を希望する場合には組合員名簿

【提出先】

上記1に同じ。

(2) 入札参加資格審査結果の通知について

上記(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果を令和4年6月2日（木）までに通知する。

7 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、契約金額に仕様書に記載する配送予定梱包数を乗じた金額の100分の10に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない、なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求ることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び

地方消費税免税事業者申出書（共通一第14号様式）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙「契約書（案）」のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定めている条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。